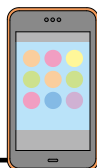


コミュニティサイト(SNS等)やオンラインゲームなど 児童生徒のインターネットを通じたトラブルが増加しています

茨城県教育庁学校教育部義務教育課

- ・ 個人情報や画像などの投稿による拡散
- ・ インターネット上でのいじめ・誹謗中傷
- ・ 性被害（児童買春，児童ポルノ製造）
- ・ SNSで知り合った相手と直接会ったことによる被害
- ・ 長時間の利用による睡眠不足
- ・ ゲームやアプリの使用料・課金など



遊び半分や軽い気持ちでやったことが，将来にわたって自分自身やたくさんの人たちを苦しめることになりかねません。

正しい判断で
自分，家族，友達を守る

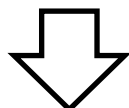
☆こんな姿を目指しましょう

児童生徒のみなさんは・・・

通信機器を使用する場合には，便利さだけでなく危険性を十分に理解した上で，お家の方との約束を守り，安全に使うことができるようにしましょう。

保護者の皆様は・・・

通信機器を使用させる場合には，使用状況を把握し，起こり得るトラブル等への問題意識を高めて，子どもたちを危険から守る対策をとりましょう。



そのためには… 家庭での話し合いが必要です

話し合いのポイント

※現在，そして将来のことを考えましょう。

- | | |
|---------------------------|---------|
| ① 何をするために使うのか | (使用目的) |
| ② いつ，どこで，どのくらい使うのか | (使用条件) |
| ③ お互いが気持ちよく使用するために気を付けること | (マナー) |
| ④ トラブルや被害にあわないようにするために | (安全な使用) |

〈保護者の皆様へ〉

- ・ 通信機器は，保護者の責任のもとで契約し，子どもに持たせているものです。
- ・ 持たせたまま・・・は危険です。日頃から子どもの使用状況に関心を持ちましょう。
- ・ 子どもとの話し合いをもとに「家庭のルール」を決めましょう。
- ・ フィルタリングは，インターネットのトラブルから子どもを守る大切なツールです。
- ・ 子どもが困ったときに，すぐに相談できる関係を築きましょう。

